

岩 国 空 港 環 境 計 画

平成 2 7 年 3 月

岩国空港エコエアポ-ト協議会

岩国空港環境計画 目次

はじめに

第1章 基本方針	1
(1) 環境計画を策定する背景と目的.....	1
(2) 岩国空港の現況.....	2
(3) 環境目標の設定の考え方.....	4
(4) 実施方針の考え方.....	4
(5) 対象範囲.....	5
第2章 実施体制	6
(1) エコエアポート協議会の構成.....	6
(2) エコエアポート協議会の主な活動内容.....	6
第3章 実施計画	7
(1) 大気.....	7
(2) 騒音・振動.....	8
(3) 水.....	9
(4) 土壌.....	9
(5) 廃棄物.....	10
(6) エネルギー.....	11
(7) 自然環境.....	11

はじめに

環境問題は、21世紀の人類がその叡智を結集して対応すべき最大の課題の一つであり、その対象も大気汚染、水質汚濁等の地域的な問題から、地球温暖化、オゾン層の破壊、生物多様性の損失等の地球規模での問題へと拡大している。今後も人類が持続的な発展を遂げていくためには、安全が確保される社会を基盤として、温室効果ガスの削減による低炭素社会、資源消費の抑制と排出物の削減による循環型社会、豊かな生物多様性の保全による自然共生社会を構築していくことが必要不可欠である。

このような認識の下、我が国では平成5年に「環境基本法」が、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が、平成20年には「生物多様性基本法」がそれぞれ制定される等、政府としてこれら環境問題の解決に向けた取り組みを強化している。

低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現等、地球環境問題への取り組みが求められる中、政府レベルではCO₂削減について目標を定め取り組みを進めているところである。併せて、行政、企業、一般家庭等様々な分野においても、それぞれの分野で環境に対して出来ることを少しでも進めることが望まれている。

空港においては、その運用を行う中で、エネルギー消費に伴う大気汚染物質等の発生や、廃棄物の発生、水の消費・排水等様々な分野で空港周辺の地域環境及び地球環境に少なからず影響を与えていることを踏まえ、実行可能な範囲で環境負荷低減のための取り組みを進めているところである。

一方、これまでの空港周辺環境対策により、航空機騒音による障害は着実に防止・軽減されてきたが、航空機需要の増大とともに空港周辺環境対策も一層の充実が求められている。また、空港周辺の地方公共団体においては、周辺地域と空港との環境をより積極的に評価し、地域の活性化に結びつけるという考え方も強くなってきており、空港と地域との共存に資する空港周辺警備に向けた取り組みが求められてきている。その中でも、空港周辺対策の一環である移転補修事業による跡地の有効な活用方法が課題となっており、新しい視点に立った環境整備政策の展開が望まれている。

「空港の設置及び管理に関する基本方針」（H20.12）においても、今後の空港環境対策の進め方として、これまでの空港環境対策に加え、空港の運営に伴う環境負荷を低減するための施策を積極的に推進していくこととしている。

「岩国空港環境計画」のとりまとめに当たっては、計画対象区域を民航地区に限定し、米軍管理区域は対象としていない。

このため地球環境に対する影響が小さくならざるを得ない特殊条件等を考慮したうえで、空港の運用過程において達成すべき、大気汚染や騒音・振動、エネルギーやリサイクル等の環境要素ごとに環境目標、目標年度、実施計画を策定したものである。

これらの実施計画は短期的な企業活動で見れば直ちに収益につながらないとは考えられますが、今後の空港と周辺地域の関係を考えれば極めて重要なものであり、参加頂いた関係者の皆様の積極的な取り組みを期待するものであります。

空港関係者のこの様な取り組みが、空港周辺地域に少しでも良い影響を与え、今後とも岩国空港が地域と共存した空港として機能、発展することを期待するものであります。

平成 27 年 3 月

岩国空港エコエアポート協議会 会長

(国土交通省 大阪航空局 岩国空港事務所 所長)

第1章 基本方針

(1) 環境計画を策定する背景と目的

1) 環境に対する背景

地球温暖化、オゾン層の破壊といった環境問題は、21世紀の人類がその叡智を結集して対応すべき最大の課題の一つであり、これらを解決し、持続的な発展を遂げていくためには資源の消費を抑制し、排出物を削減した循環型社会を構築していくことが必要不可欠です。

このような認識の下、我が国では平成5年に「環境基本法」が、平成12年にはいわゆる「リサイクル関連六法」がそれぞれ制定される等、政府としてこれら環境問題の解決に向けた取り組みを強化している中、空港に関連しては、平成12年9月に、運輸政策審議会環境小委員会において、「循環型空港」実現の必要性が確認されました。

さらに、平成14年12月の交通政策審議会航空分科会の最終答申においては、環境対策として「さらなる空港と周辺地域との調和のある発展への対応のため、エコエアポートを推進する観点から、従来の周辺対策事業に加え、空港と周辺地域の連携、一体化を推進するための施策や循環型社会の実現等の要請に応じ、空港整備・管理運営に伴う環境負荷をさらに軽減するための施策を実施していく必要がある」とされ、空港における環境改善が強く求められるようになりました。

また、平成20年12月には空港法に基づく「空港の設置及び管理に関する基本方針」の中で、『環境にやさしい空港（エコエアポート）施策を推進することとします。具体的には、GPU（地上動力設備）の利用促進、空港内建築物における太陽光発電の導入や屋上緑化、空港内車両のエコカー化やアイドリングストップの励行等に取り組むこととする。』とされ、エコエアポートの積極的な推進が求められています。

2) 空港環境計画策定の目的

岩国空港には、航空会社、ビル会社等の関係者が存在しているが、これまでそれぞれの立場で一部環境に対する活動に取り組んできた。

今後これらの活動を更に実効あるものにし、かつ、効率よく実施するためには、関係者が一体となり活動を推進するための共通の目標を持つ必要がある。

このため、環境要素毎の目標、具体的施策、実施スケジュール等から構成される、共通の目標としての空港環境計画を策定するものである。

(2) 岩国空港の現況

1) 空港活動の概況

- 岩国空港は、平成 25 年度の実績によれば年間航空旅客約 35 万人、航空貨物 47 トン、着陸回数約 2,900 回を取り扱う米軍管理空港である。
- 現在、東京便が就航している。
- 空港内には、空港を設置・管理する空港事務所を始め、航空会社、空港ビル会社等様々な関係者が存在しており、これらの業務のために約 160 人が従事している。

2) 環境面に対する影響

岩国空港は、岩国市の東に位置し、岩国駅より車で約 7 分の位置にある日本でも数が少ない軍民共用空港であり、平成 24 年 12 月に共用を開始された。

日本国内でも民間の定期便が米軍基地に就航するのは三沢飛行場に次いで 2 例目となっている。



環境要素毎の岩国空港の特質は、次のとおりである。

[大気]

岩国空港の運用に伴い航空機、地上支援器材（以下「GSE」という。）ビルボイラー等の燃料として、化石燃料が消費され、煤塵、SO_x および NO_x 等の大気汚染物質が周辺環境に排出されている。

[騒音・震動]

岩国空港周辺の騒音・振動源としては、米軍が管理する岩国錦帯橋空港で離着陸する航空機騒音・振動があり、防衛施設庁により住宅の防音工事等の環境対策が実施されている。

[水]

利用水の総てが市水であり、ターミナルビル使用分が大部分を占める。
排水は、各施設で浄化槽処理した後、近傍の雨水管路に排出している。
冬期に、一部は融雪剤および防氷剤を散布しており、雪解け水や雨水とともに場外へ流出していく可能性がある。

[土壌]

冬期に散布した融雪剤や防氷剤が、雪解け水や雨水とともに一部残留する可能性がある。

[廃棄物]

一般廃棄物の分別回収は進んでおり、資源ごみはリサイクル事業者に移管され、可燃ごみは公共焼却炉で焼却処分され、不燃ごみは最終処分されている。
産業廃棄物は事業者毎に処理あるいは産廃業者への移管を行っている。

[エネルギー]

岩国空港では、電力、A重油、灯油、軽油、プロパンガス及びガソリンが消費されている。

[自然環境]

空港内においても、ターミナルビル内や道路周りに植栽をし、景観緑化を施している。

(3) 環境目標の設定の考え方

岩国空港環境計画における環境目標の設定にあたっては、本空港の規模、立地、気候特性を考慮し、環境要素7項目について、発生・消費規模に留意することとした。

また、施策の実施状況を分かり易く把握するために、空港全体での負荷総量や航空旅客一人当たり負荷量に着目した目標とすることとした。

(4) 実施方針の考え方

① 目標年度

- 10年後の平成36年度（2024年度）を目標年度とする。
- ただし、空港を取り巻く環境変化や施策の技術動向等を勘案し、必要に応じて見直すこととする。

② 施策の実施スケジュール

- 策定された空港環境計画の実施については、国の空港整備計画や施策の技術動向を勘案し、緊急性、早期実施の可能性、他の施策との連携等を考慮の上実施していくものとする。

③ 評価及び公表

- 協議会は、毎年、空港環境計画の実施状況及びその評価を「〇〇年度環境レポート」として公表する。
- 協議会は、目標年度の次年度平成37年度（2025年度）に「岩国空港環境計画」実施完了後の成果について、最終目標に対する評価を「評価報告書」として公表する。

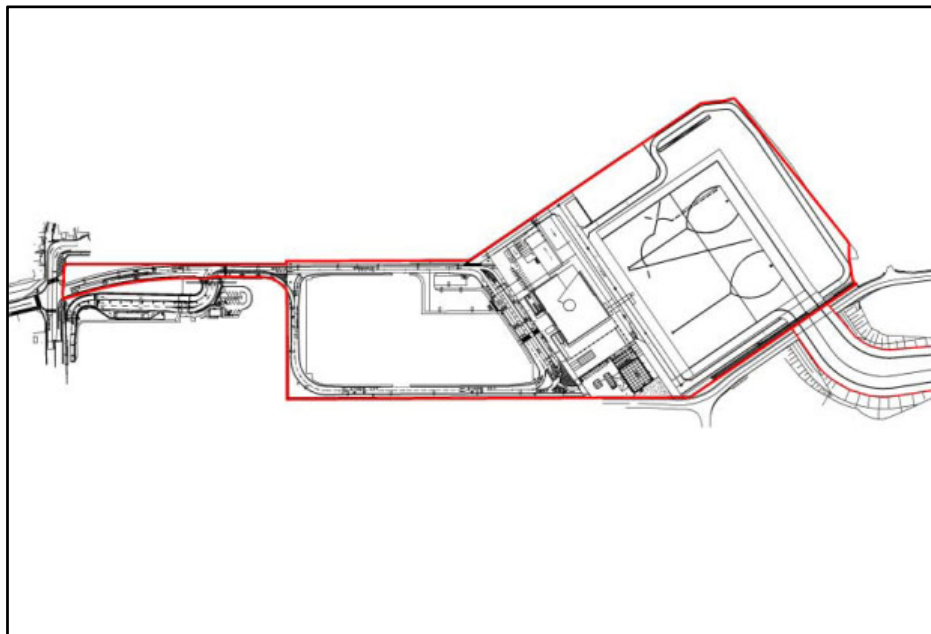
(5) 対象範囲

① 対象となる活動範囲

- 空港内のすべての活動（人、航空機、車、各種設備の稼働等）を対象とする。
- ただし、建設工事は、一過性のものであり最終目標対象に直接リンクするものではないことから対象とはしない。しかしながら、工事実施に当たっては、環境に対する影響が最小限になるよう配慮が必要である。

② 対象となる区域

- 空港環境計画の活動の対象となる区域は、岩国空港の民航地区の用地の範囲内とする。



第2章. 実施体制

空港環境計画の実施にあたっては、関係者の理解と協力に基づく総合的な環境問題への取り組みが必要なことから、本空港の管理者が中心となり岩国空港エコエアポート協議会を組織するものである。

(1) エコエアポート協議会の構成

エコエアポート協議会の構成員は、以下のとおりとする。(順不同)

- 岩国市
- 全日本空輸(株)
- (株)ニシモト・エネルギー・サプライ
- 岩国空港ビル(株)
- 大阪航空局岩国空港事務所

(平成 27 年 3 月現在)

なお、協議会の会長は岩国空港事務所長が、また協議会運営の事務局は岩国空港事務所が行う。

(2) エコエアポート協議会の主な活動内容

本協議会の主な活動内容は、以下のとおりである。

① 空港環境計画の策定

空港の環境現況を調査し、優先順位を考慮して空港環境計画を策定する。

② 施策の実施

空港環境計画に基づき関係する各事業者が各々実施する。

③ 達成状況の評価

空港環境計画の各施策の達成状況は、協議会で評価する。

④ 教育・啓発活動

空港環境計画の実施にあたって、関係者に対し必要となる事項について継続的な教育及び啓発活動を行うとともに、旅客に対してもゴミ等の削減キャンペーンを行う。

第3章.実施計画

(1) 大気

1) 現状認識

[現況]

a). 二酸化炭素排出量

- 現状（平成 25 年度）では、岩国空港における CO₂ 排出量は 811,402kg/年である。

b). G S E 他車両関連

- 現状においては、制限区域を含む空港用地内で使用する G S E 車両及びその他車両は、ガソリン車又はディーゼル車であり、ガソリン又は軽油を燃料としている。

c). 車両関連

- 現状においては、制限区域を含む空港内で使用する車両は、ガソリン車又はディーゼル車であり、ガソリン又は軽油を燃料としている。

d). 旅客ターミナルビル等施設関連

- 旅客ターミナルビル並びに庁舎は比較的最近新設されたため、ある程度の省エネ対策はなされている。また、庁舎の屋上には太陽光発電の施設が設置され、平成 25 年度は約 13,700 k W h を発電している。

[現況の対策状況]

a). 航空機関連

ICAO（国際民間航空機構）では、廃棄物証明制度と燃料排出証明制度により航空機エンジンから排出する HC、CO、NO_x 及び煤煙の規制を行っている。（ICAO 付属書 16Part2）「航空機エンジン排出物」/1982 年 2 月）

この規制はその後改正され、NO_x 排出基準は 1986 年対比で 20%強化されており、1995 年 12 月 31 日以降に生産される全型式エンジンに適用された。

更に ICAO は 1999 年 3 月に NO_x 排出基準を現行より更に 16%（エンジン圧縮比 30 の場合）強化する案を採用し、2003 年 12 月 31 日以降に製造・出荷されるエンジンに適用される。

日本でも 1998 年 2 月、定期航空協会は、CO₂ の排出について、「2010 年には 1990 年に対し、輸送単位（座席提供距離）あたり 10%改善する。」という環境自主行動計画を設定した。

b). 移動式電源車関連

駐機中の航空機に対しては、移動式電源車の使用はごく限られている。

c). 車両関連

車両のエコカー化への対策は行われていない。

d). 旅客ターミナルビル等施設関連

各事業所の省エネに対する取り組みとして、こまめな消灯を行っている。

2) 具体的な施策

大気汚染物質の排出量低減を計画的に実行するためには、化石燃料をクリーンな燃料へ転換することが必要である。

具体的な施策としては以下に示すとおりである。

- ① 技術動向等を勘案し、車両のエコカーを推進する。
- ② アイドリングストップ運動を組織的に推進する。

以上の施策により

【10年後の目標：CO₂総排出量を着実に削減する。】

3) 施策の実施スケジュール

- ①は、技術的動向を勘案し、推進していく。
- ②は、すぐに実施可能な施策として本計画策定後すみやかに実施する。

(2) 騒音・振動

1) 現状認識

[現況]

- 航空機の離着陸を除く本空港内の騒音源としては、地上走行時及び駐機中の航空機騒音、車両騒音があるが、極めて小さいものである。

[現状の対策状況]

- 騒音対策は、特に行っていない。

2) 具体的な施策

現状で問題がないため、生ずる騒音を悪化させないように努力することとし、現段階では特段な施策を設定しない。

(3) 水

1) 現状認識

[現況]

- 処理施設を通した水の再利用は行われていない。
- ターミナルビル等建築物からの排水は、高度処理された後雨水系統に排出している。

2) 具体的な施策

空港内では水の使用量を今後とも削減するための努力を総合的に講ずるとともに、空港外へ流出する排水について、環境への影響をより低減するよう努める。

具体的には次のような施策を実施する。

- ① 自動手洗水栓、節水器、節水コマ等の節水器の設置により節水を促進する。
- ② 節水キャンペーンを実施し、空港旅客も含めた利用者の意識の向上に努める。

以上の施策により

【10年後の目標：水の総使用量を着実に削減する。】

施策の実施スケジュール

- ①については、更新時期を考慮し長期目標として計画・実施する。
- ②については、実施可能な施策として本計画策定後すみやかに実施する。

(4) 土壌

1) 現状認識

[現況]

- 空港の雨水排水は、空港内に設置された排水溝、排水管にて集水し、場外へ排出している。このため、冬期に散布、噴霧した融雪剤、防氷剤の一部は雪解け水や雨水とともに場外へ出て行く可能性がある。
- 冬期に散布した融雪剤および防氷剤の一部が、土壌に残留する可能性があるが、当空港では使用量が微量であるため、土壌を汚染するような有害物質とはなっていない。

[現状の対策状況]

- 融雪剤は、尿素系より環境負荷の小さい酢酸系を使用している。

2) 具体的な施策

- ① 防氷剤については、噴霧機の高性能化を図り散布効率を上げることを検討する。

施策の実施スケジュール

- ①については、使用量の低減を図るべく努力していく。

(5) 廃棄物

1) 現状認識

[現況]

- 岩国空港で発生する一般廃棄物は27 t/年である。
- 一般廃棄物のうち10 t/年は再生利用されている。

[現状の対策状況]

- 一般廃棄物のうち、新聞、雑誌、ダンボール、空き缶等は資源ごみとして分別回され、リサイクル業者に移管している。

2) 具体的な施策

廃棄物については、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することでリサイクル率を向上させ、かつ最終処分量を削減する。

具体的な施策は、次のとおりである。

- ① 一般廃棄物発生量を排出事業者ごとの発生量の把握と、ゴミの減量化キャンペーン（再生製品の積極的採用、紙使用量の削減、空港利用者への呼び掛け等）を実施する。
- ② 産業廃棄物は発生量及び処理、有効利用方法を把握し、3Rを軸とした継続的な削減を行っていく。

以上の施策により

【10年後の目標Ⅰ.: 一般廃棄物の総量を着実に削減する。】

【10年後の目標Ⅱ.: 一般廃棄物のリサイクル率を向上させる。】

3) 施策の実施スケジュール

- ①については、引き続き努力していく。
- ②については、今後、調査研究し実施していく。

(6) エネルギー

大気の項を参照のこと。

(7) 自然環境

1) 現況認識

[現況]

- 岩国空港は岩国市街に隣接しており周辺には住宅地等が多い。

[現状の対策状況]

- 空港内は、ターミナルビル及び道路周りに多くの植栽を施している。

2) 具体的な施策

- 岩国空港は米軍基地としても利用されており、林や森などが少ない。
そのため、現在も行っているターミナルビル内への植生等を引き続き推進していく。
現段階で、空港内の植栽は問題ないため、具体的な施策は設定しない。